

(1) 計画の基本理念

区民の共通の願いとして、区民の意見などから、計画を推進していくうえでの基本理念を定めました。

この基本理念のもとに、区民とともに考え、ともに行動しながら、すみよい瀬谷区のまちづくりの実現をめざします。



社会福祉法抜粋

(地域福祉の推進)

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 計画の考え方

瀬谷区地域福祉保健計画は

「地域に暮らす誰もがしあわせな生活をおくれるように区民・団体・行政の役割と連携を明確にした支えあう仕組みをつくる」 ための計画です。

■策定にあたっての視点

- 1 希薄になった人と人との関係を区民とともに考え、新たな地域の輪をつくる
- 2 必要な人に的確に支援が届く仕組みをつくる
- 3 区民の福祉保健活動の更なる発展と充実のための人材を育成する

■計画の対象者：「すべての人々」

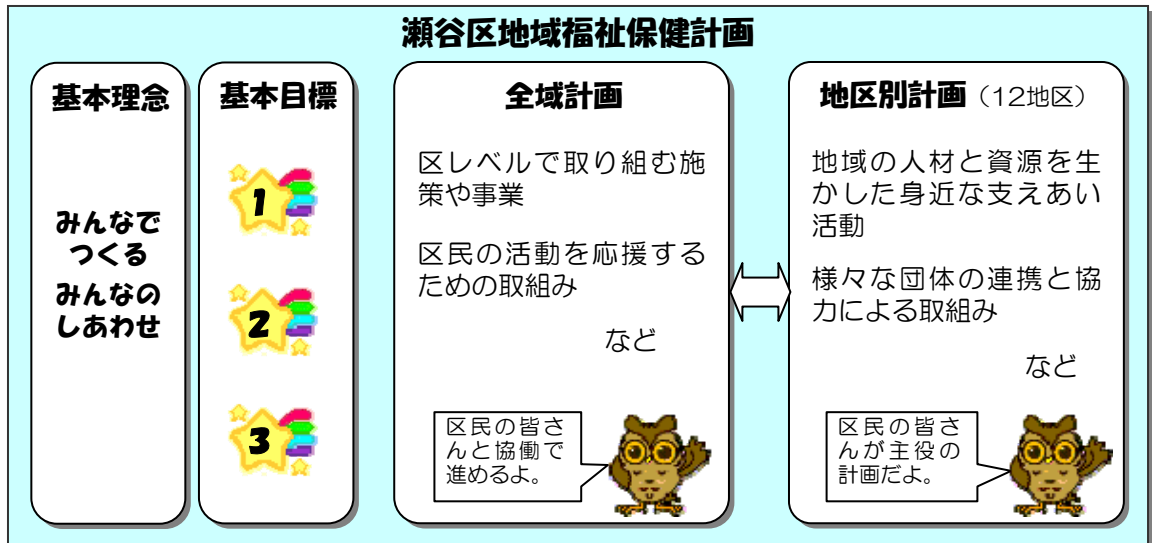
高齢者や障害者など支援を必要とする人やその家族だけでなく、「すべての人々」が対象です。

■計画の期間：「5年間」（平成18年度～平成22年度）

必要に応じて見直しを行います。

(3) 計画の構成

瀬谷区地域福祉保健計画は、「全域計画」と「地区別計画」により構成します。



瀬谷区には12の地区連合町内会自治会がありますが、高齢化や少子化など地区によって差があり、また、福祉保健活動の人材や社会的な資源も異なります。計画を区民との協働により着実に実現していくために、区域全体を対象とした全域計画とあわせ、それぞれの地区の状況に応じた具体的な取組みを示す地区別計画を策定しました。

地区別計画は、12地区を単位として、地域の人材と資源を生かした身近な支えあい活動などを盛り込みました。全域計画は区域全体を対象とした区レベルで取り組む施策や事業を盛り込みました。